

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 南島原市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
4,520	13,009	1,414	18,943

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	33,374	32,414	960	652	542	31,929	
一般会計等	33,359	32,399	960	652		31,929 (純計後)	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	9,187	8,497	690	690	427	-	-	
後期高齢者医療特別会計	550	549	1	1	171	-	-	
老人保健事業特別会計	49	44	4	4	32	-	-	
簡易水道事業特別会計	1,010	982	28	1	472	5,092	3,213	
下水道事業特別会計	1,203	1,174	29	0	411	4,212	4,115	
宅地開発事業特別会計	3	3	-	3	-	-	-	
水道事業会計	158	144	14	244	3	447	13	法適用企業
公営企業会計等計				943		9,751	7,341	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
長崎県南島原市総合事務組合(普通会計)	17,823	15,458	2,365	2,365	16	-	-	
長崎県南島原市総合事務組合(その他事業会計)	47	42	5	5	-	-	-	会館管理事業特別会計
長崎県南島原市環境組合(普通会計)	3,316	2,844	472	472	340	11,373	1,007	
長崎県南島原市町村圏組合(普通会計)	2,064	2,025	39	39	39	670	-	
長崎県南島原市町村圏組合(その他事業会計)	15,432	15,192	240	240	-	-	-	介護保険事業特別会計
長崎県南島原保健組合(普通会計)	281	278	3	3	-	-	-	
長崎県南島原保健組合(その他事業会計)	57	56	1	1	55	662	-	介護サービス事業特別会計
長崎県南島原保健組合(法適用企業会計)	2,220	2,207	13	13	165	1,510	137	病院事業会計
長崎県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	1,809	1,798	11	11	10	-	-	
長崎県後期高齢者医療広域連合(その他事業会計)	187,383	181,720	5,663	5,663	1,588	-	-	後期高齢者医療事業会計
長崎県病院企業団	22,852	22,937	△ 85	9,059	-	21,367	4,317	法適用企業
一部事務組合等計				17,871		35,582	5,461	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
(財)西有家町学校給食公社	4	26	3	-	-	-	-	-	
原城振興公社	1	31	20	-	-	-	-	-	
(財)加津佐町海洋センター公社	1	12	1	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等計			24	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,498	2,543	45
減債基金	2,545	3,406	861
その他充当可能基金	3,460	3,402	△ 58
充当可能基金計	8,503	9,351	848

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.88	3.44	1.56	△ 12.55	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	6.80	8.41	1.61	△ 17.55	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	13.5	12.7	△ 0.8	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	53.5	33.0	△ 20.5	350.0		宅地開発事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.29	0.28	△ 0.01						
経常収支比率	90.6	86.8	△ 3.8						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。